

駒ヶ根市中小企業人材育成事業補助金のご案内

駒ヶ根市では、技術力、経営力強化のための人材育成に注力する市内事業者を支援します。

1 補助対象者 以下の要件をすべて満たす市内の中小企業者（※1 参照）が対象です。

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者で、市内に事業所（本店又は営業所）を有する法人又は個人事業主。（対象外となる事業者…※2 参照）
- (2) 年間を通じて事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

※1 中小企業者とは「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社」又は「常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人事業主となります。

※2 中小企業者となる場合でも、以下に該当する事業者は補助対象者となりません。

- ①みなし大企業 ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業
イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業
ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業
- ②宗教法人又は政治団体
- ③風営法第2条第5項に規定する営業に係る事業を行う者
- ④暴力団員及び暴力団関係者等（駒ヶ根市暴力団排除条例に規定する者）
- ⑤国、県、その他の機関の補助金等の交付を受けている者

2 補助対象となる経費 ※令和7年度より対象となる研修会等の範囲を拡大しました。

従業員（※1）を技術力及び経営力の強化を目的とした人材育成に関する研修会、講座等へ派遣した際に要した受講料（※2）（※3）

※1：市内の事業所に在籍する方に限ります。

※2：受講に義務付けられたテキスト、教材等の購入費含む。

※3：・テクノネット駒ヶ根事業の参加料は対象外です。

【補助対象とならない経費】

- ・従業員を派遣する際に要した旅費（人件費、食事代、交通費、宿泊費等）
- ・資格取得を目的とした受験料や登録料
- ・研修を受ける際に必要とする経費で、汎用性の高いもの（被服、PC、文房具等）

3 補助率・補助額

補助率	対象となる経費の 1 / 2 以内（100 円未満切り捨て）
補助金額	1 事業者あたり 上限 10 万円

※同一年度内において補助金限度額（10 万円/1 事業者）に達するまで複数回の申請が可能です。

4 申請期間 令和7年4月1日（火）～ 令和8年2月28日（金）まで

※予算額に達した場合は、期限前に受付を終了する場合があります。

5 申請書類等

申請窓口へ下記の申請書類を持参又は郵送※してください。

(1)	【様式第1号】駒ヶ根市中小企業人材育成事業補助金交付申請書
(2)	【様式第2号】人材育成事業実施計画概要書 ※研修に派遣する目的（事業効果）と派遣する研修会等の詳細をご記載ください。
(3)	【様式第3号】誓約書兼同意書
(4)	受講する研修会、講座等の内容がわかる書類及び、受講する従業員の役職・氏名の分かる書類
(5)	市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることが確認できる書類 法人：直近の確定申告書及び法人事業概況説明書、登記簿事項証明書の写し など 個人：直近の確定申告書及び所得税青色申告決算書、営業許可証 など
(6)	（市内外に複数の事業所を持つ事業者のみ）研修会に参加する者が、市内の事業所に在籍していることがわかる書類

※郵送の場合は、申請内容確認のため担当者よりご連絡させていただく場合があります。

※補助金交付決定後において、事業内容に変更が生じた場合は、変更交付申請の手続きが必要です。（申請内容に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください）

6 実績報告等

- (1) 対象となる事業が完了したときは、下記一式をご用意のうえ、事業完了後30日以内又は令和8年3月20日（金）のいずれか早い日までに提出が必要です。

(1)	【様式第6号】駒ヶ根市中小企業人材育成事業実績報告書兼交付請求書 ※実績報告と請求書が一式になっております。振込先の口座を必ずご記入ください
(2)	補助事業に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
(3)	受講者が補助対象事業を受講したことが確認できる書類等 ※完了証、修了証。発行されない場合は、所属長が確認した研修レポートの写し等

- (2) 実施した事業内容の審査、経費内容の確認等により補助金の額を確定した後、精算払いとなります。なお、補助金は経理上、法人税・所得税の課税対象となります。

7 その他

申請様式、実績報告書様式は、「駒ヶ根市公式ホームページ」からダウンロードいただくか、下記の「8 申請窓口」にて受け取ることができます。

【駒ヶ根市ホームページ】 <https://www.city.komagane.nagano.jp/>



8 申請窓口（お問い合わせ窓口）

【提出先】〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市商工観光課（担当：工業係）

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分（※土日・祝日を除く）

【連絡先】TEL：0265-83-2111（内線433） E-mail：kogyo@city.komagane.lg.jp